

疏^そ

鑿^{さく}

迂^う

言^{げん}

疏弊率連言

過日待鳳樓陪宴席上款接厚
 渥ヲ領ニ疎淡、陋安ヲ忘ニ卒然地方
 水利ノ事件ヲ奉啓ヨリ方今賢員ニ職
 ニ在リ明哲位ニ當ル草間、老味
 容ル可ラサルハ言ヲ待スト雖言路豁
 洞ニ成也聊ノ獻芹ノ愚哀ナリ唐突
 冒瀆ニ及ヒ候所江海量涓滴ヲ
 厭ハス其竹藪ヲ竭カシノ劍政、一

甘クニ況ヤ一方川渠ノ改革ノ水

冒頭



板東荔墩肖像

三木文庫『天半藍色』より

西野明府閣下執事

キチヤ老矣ノ府曹談己心諱ヲ憚
 リス敢テ尊嚴ヲ冒犯ス伏テム
 一裁納是祈恐惶恐懼謹言
 明治七年甲戌十二月

厩知老生豊岡保煜枕首再拜

「松茂町誌」中巻より 末尾

過日待鳳樓陪宴ノ席上、款接ノ厚渥ヲ領シ、踈淺ノ陋妄ヲ忘レ、卒然地方水利ノ事件ヲ奉啓ス。方今賢良識ニ在リ明哲位ニ当ル、草間ノ老喙容ル可カラサルハ言ヲ待スト雖、言路豁洞ノ盛也、聊カ猷芹ノ愚衷ヨリ、唐突冒瀆ニ及ヒ候所、江海量涓滴を厭ハレス、其所蘊ヲ竭サシメ、郵政ノ一端ニ可被備哉ノ教ニ從ヒ、老頑ノ警言、倫序モ不相立胸臆を抽露シ、左方上申仕候。

一大川長流ノ国境ニアル、其地方ノ富饒、是ニ依テ、成立スル所ナリ。

夫水ノ性固ヨリ利害相半ス、善処スレハ其利大ナリ、善処セサレハ其害モ亦大ナリ。

水ニ利スル所ハ灌漑運漕ノ二件而已、灌漑ノ水ハ、地勢ノ高キヲ欲ス、運漕ノ水ハ、地勢ノ低キヲ欲ス、灌漑ハ遠ク上流ヲ分チ、溝渠ヲ設テ高処ニ引ク、運漕ハ地勢ニ從テ順下シ、舟舵ヲ通シ、兼テ暴漲ヲ洩ス、素ヨリ相兼相行ル可カラス、

先日、待鳳樓^待において宴会に陪席した折、心よりの厚い待遇を受け、踈遠で道理の分からぬ立場も忘れ、突然に地域の水利の事がらを申し上げた。当今は、賢明な方が認識しており、道理に明るい人が役職についているので、民間の老人がくちばしを入れるべきでないことは言うまでもない。しかし為政者に意見を進言する道が盛んな今、くだらない私の意見を唐突に申し上げたところ「江海、量しずくをいとわれず」（大川や海は大雨も雫も構わず受け入れる）の譬^{たと}えのように、私の思っていることを吐き出させ、仁政（情け深い政治）の一端の参考にすべきの教えにしたがって、頑迷な老人（私）のでたらめ話を順序も立てず、心の底をぶちまけ、左の内容を申し上げた。

一、大河が国にあれば、その地方の豊饒はこの川によってもたらされるものである。

さて、水（川）の性格は、本来的に利害は半々である。うまく処理すればその利益は大きく、うまく処理できなければその害もまた大きい。

水によって利益を受けるのは灌漑と運輸の二点である。灌漑の水は地形の高さを必要とし、運輸の水は地形の低さを必要とする。灌漑用水は、遠く上流で分水し用水溝を設けて高所に水を引く。運輸は地形にしたがって下方に船舶を通ずる。併せて溢れる水を流下させる。元来、二つのこ

其相兼相行リ、合併シテ便宜ヲ取ルハ、人為ノ私計ニ出テ、水ノ性ニ悖戾スル者ト云ヘシ、故ヲ以テ、積久ノ後、其患如何トモ、為可カラサルニ至ル。

我阿波国、北方ノ地勢、南ハ低ク、北ハ高シ、吉野川下流、居恒南ニ赴ント欲シテ、旧藩城郭南涯ニアリ、往時水工ノ吏胥、大率無学無術、唯上諛ヲ知テ下恤ヲ不知、是ヲ以テ徒ニ藩主ノ記駭ニ畏怯シ、城池ノ暴衝ヲ擁護セント欲ス、故ニ歳々長大ノ堤防ヲ南岸ニ修築シ、水勢如何ヲ不顧、強テ析シテ北ニ赴カシメ、中間第十堰ヲ設ケ暴漲ヲ殺キ、弥々迂廻北ニ繞リ灌漑ニ導ク、此レ何ソ水利ニ在ンヤ、且又岩津ヨリ以東北方膏腴ノ地、藍園十ノ七八ニ居リ、稻田八十ノ二三ニ及ハス、藍園暴漲ノ患年々不免ト雖トモ、暴漲毎ニ除故敷新、自然ニ肥壤沃上ヲ支持シ、膏腴ノ本色ヲ失ハス、從テ毎歳良産ヲ生殖シ、他方ニ転鬻シテ贏利ヲ得ル、故ヲ以テ暴漲ヲ視テ一時ノ害トシ、里民敢テ苦愬ニ至ラス、因テ南岸ノ堤築年ニ増テ水勢ノ怒張弥々猖獗ヲ致ス。

とは兼務・平行すべき性格のものではない。しかし兼務・平行して便宜をはかるのは、人間の勝手から出たもので、水の本性に背くものといえるだろう。そのために、このままにしておけば将来においては、どうにも仕方がなくなる。

わが阿波では、北方の地勢は南は低く北は高いので、吉野川下流では常に南に流れんとし、しかも旧藩城郭は「吉野川の」南端にある。旧藩時代の河川係の役人は、大体に無学無策で、ただ上役に諂^{へん}い、下々を憐れむことを知らない。このためむやみと藩主の「洪水への」心配を恐れ、洪水が城池（堀）を直撃するのを防護しようとした。そこで年々長大な堤防を南岸に作って、水の勢いを考えず強いて吉野川の水を曲げて北に流した。中間に第十堰を作って洪水の勢いをそぎ「川の水を」いよいよ迂回して北にめぐらせて灌漑用水に回した。これがどうして水利であろうか。

さらにまた、岩津より以東の北側の肥沃な土地は、藍畑が七―八割で、稲田は二―三割にしか及ばない。藍畑の洪水の被害は年々免れないとしても、洪水ごとに、古い土を除き新しい土を敷くので自然に肥沃な土壌が維持され、肥沃な土地の性質を失わない。したがって毎年良質の藍を産出し、他国に広く販売し大きな儲けを得ている。このために洪水を見ても一時の被害とし、住民は洪水の苦痛を訴えるに至らない。だから南岸の堤防改修は年々強化され、そこで「北岸の」水勢の高まりはますます勢いを増す。

経久ノ後、人煙稠密、屋宇猥多、山林日ニ荒レ土砂日ニ崩ル、河身漸ク高カラサルヲ得ス、暴萬年ニ広カラサルヲ得ス、終ニ今年夏秋ノ洪水際シ、土砂山積、咽喉窒塞シテ舟路通セス、涓滴北ニ赴カス、灌漑運漕共ニ困迫シテ目下地方ノ大患難ヲ醸成スルニ至レリ。

一、第十堰ヨリ北津灌漑ニ資スル地方、県下第三大区板野郡五十八箇村、町数一千二百三十町、成米大凡三四萬石ノ田面忽チ灌漑ノ水路ヲ失ヒ、海潮逆流川路鹹鹵ニ変ス、実ニ未曾有ノ大難ト云ヘシ。

近日官許ヲ受ケ堰上六条洲先、五六百間ノ土砂浚開ノ挙アリト伝承ス、右ハ臨時通漕ノ策不得止ノ工役ト雖モ、所謂尽灰ノ伎倆ニ等ク、一時大雨烈風ニ遭エハ、俄頃故態ニ復セサルヲ得ス、随テ湮リ随テ浚フ、其消費工労年々時々紛擾ニ堪エス、官民共ニ困弊スルニ至ラン。

而テ来春秧挿ノ期ニ臨ミ雨沢継カス、川渠清流ヲ得サレハ、里民嗷々官庁ニ輻湊シ、若籥痛訴夜ヲ以テ日ニ繼ク、官亦恐クハ如何トモ為ス可カラサルニ至ラン。

年が長く経つにつれ人口が増し家屋が密集すると（耕作や伐採のため）山林が日々に荒れ土砂が崩れる。そうすると川の底がだんだんと高くなり、洪水も年々広がり、遂に今年「明治七年」の夏秋の洪水に際しては土砂が山積し、「水流の」喉元が閉塞して船舶の水路が通じず、少しの水も北に流れず、灌漑・水運ともに窮地に陥り、この地方の大困惑を醸し出すに至った。

一、第十堰より北側の灌漑によって利益を受ける地域、県下第三大区の板野郡五十八か村、広さ一二三〇町歩、米作約三―四万石の田地が、たちまちに灌漑の水路を失って、海潮が逆流し、河川が塩水に変わった。実に未曾有の大災害と言えるだろう。

近々に官庁の許可を受けて、堰の上流六條砂州の突端を五―六百間の浚渫工事があると聞いている。これは河川交通の臨時の策として仕方のない工事であるが、散った灰を集める技に等しく、一たびの大雨・烈風に遭遇すれば、たちまち旧態に返ってしまう。したがって塞がれば、すなわち浚うということ、工費や労力は年々のことで、その紛糾は耐え難く、官民ともに困惑することになるだろう。

そうして来春の田植え時期に、雨が続かず、川の清流が得られなければ、村人の非難はごうごうと官庁に集まり、苦痛を訴える声は日夜絶えないが、官も手の打ちようがなくなるだろう。

潮水ハ重シテ猛ク、清流ハ輕シテ柔ナリ、故ニ潮水ハ岸側ニ
升リ、清流ハ中央ヲ降ル、閘口皆岸側ニアリ、清流饒多ナラ
サレハ潮水ヲ圧折シテ、岸側ヲ升ラシメサル能ハス、故ニ一
時浚開キ以テ利導スルモ、其益ヲ見ル少ナルヘシ。

萬一不幸ニシテ亢旱ニ遭エハ、弥望荒涼実ニ想像ニ忍サルヘ
シ、舟路ノ運漕春夏ハ水脈膨脹ノ時、纔ニ浚開セハ利通ヲ得
ヘシ、秋冬枯渴ニ向ヒ暴雨烈風ヲ経レハ浚開モ其益ヲ見ス、
良産ノ貨物運輸而已ナラス、民家必需ノ物品モ窒塞淹滞シテ
浩歎ヲ発セン。

当年既ニ如此、景況ニ及フモ、第十堰上纔ニ水路ヲ通シ、舟
載ノ貨物、転搬シテ、稍ク輸送ヲ得タリ、若夫レ土砂弥積ミ、
水勢弥縮メハ、自然匯滯シテ、淤流トナラン、然ル時ハ浚開
弥難クシテ、運搬又其勞ニ堪エサルヘシ、歎声野ニ滿ルモ、
マタ如何トモ為スカラサラン。今ニ及テ善計無ル可カラス
ト雖モ、数十百年ノ積弊、一掃豁開ノ良策、実に至難ト云ヘ
シ、然トモ剥膚焦眉ノ大患、傍觀坐視スヘキニ非ス、一同肺

潮水は重くて強い。清流は軽くて柔らかい。このため潮
水は岸側を上流へ上り、清流は川の中央部を下る。取水口
はみな岸側にあるので、清流が多くなければ、潮水を抑え
て「塩水が」岸側を上らないようにすることはできない。
このため、一時は土砂を浚えて水の流れを誘導しても、そ
の効果は少ない。

万一、不幸にして大旱魃に遭遇すれば、見渡す限りの荒
涼たる風景は想像するも絶え難いことである。船舶の通行
は、春夏の水路が膨張する時は、わずかな川浚えでも通行
することができが、秋冬の渇水期に向かつては暴風雨に
見舞われると川浚えも大した効果がないので、特産品の貨
物輸送だけでなく、民間の生活必需品の輸送も閉塞して滞
り、人々の大きな嘆きとなる。

今年はずでにこのような状況になり、第十堰の上流はわ
ずかな水路が通じ、船の貨物は転載によってやっと運ぶこ
とができている。もしこれで土砂がますます積もり、水勢
がいよいよ弱まれば、自然に流れなくなり伏流水になっ
てしまう。そうなったときは、川の浚渫もいよいよ困難にな
り、河川の運搬は労力に絶えられなくなるだろう。嘆きの
声は野に満ちても、また何とも手の下しようがなくなるだ
ろう。現在になって善処すべきであると言っても、千数百
年来積もった弊害、一挙に切り開く良策「を考えること」
は、誠に至難の技と言うべきである。しかしながら皮が剥
げ、眉が焼けるような大病に対して、傍觀座視すべきでは

腑ヲ吐露シ、窮思竭慮シテ予メ善処置ヲ思議セサルヘカラス。

一從來愚民ノ情態、束縛ノ旧制ニ習慣シ、自己ノ智識ヲ用フルヲ知ス、一切ノ事件、官ニ偏頼シ、苦情アレハ愁訴ヨリ外ナシ、然テ官ノ指令ヲウルモ、往々疑猜ヲ抱キ、訛謗ヲ唱エ、嗷々ノ余リ官庁ヲ仇視シ、終ニ嘯聚シテ暴動ノ挙アルニ至ル、此其弊習滔々皆然ト雖モ、我地方亦免ル能ハス。

御維新以來、百般更生官民同等、各自主自立ノ特権ヲ与エラレシモ、僻邑愚頑ノ里民、王化ノ鴻恩ヲ辨知セス、旧習ニ泥着シ、固陋ニ安シ、因循今ニ至レハ、右灌漑運漕通開ノ事件、官庁ヨリ良策善計ヲ布告セラルモ、朝令暮改ノ前轍ニ顧慮シ、作輟頓変、民費ノ浩穰ヲ畏怖シ、誰カ復タ衷心ニ従事スル者アラランヤ。

因テ私ニ思惟スルニ、今此急難ノ時ニ当リ、冀タハ官庁ヨリ議案ヲ給リ、該地ノ区戸長及ヒ老練幹才ノ良民ヲ入札選抜シ、議長ヲ立テ、今ヨリ一月三四会、毎小区ニテ集議シ、期日ヲ約シテ沿道各区ヲ合議セシメ、其成功ヲ俟ン。

ない。一同、心の底をさらけ出し、思慮を出し尽くして（大困惑に對して）前もって善処を思考しなければならぬ。

一、從來愚民の状態は、束縛された旧制に慣らされ、自己の知識を働かせることを知らず、すべての出来事について官（行政）にたより、苦しいことがあれば泣きつくより方法を知らない。そして行政側からの指示を受けても、しばしば疑心を抱いて誇り、不平のあまり行政を敵視し、終には呼び集まって暴動にまで至る。このような悪い習慣はあちこちに多くみんなそうだと云えるが、わが地方「阿波」も例外ではない。

明治維新以來、すべての国民、官民の隔てなく、おのの自主自立の権利を与えられたが、田舎の頑迷な村人は、天皇の天恩を弁えず、古い習慣に拘泥し、昔のままのやり方に安住して今に至っている。灌漑・船運の事がらについて官庁より良策を布告されても、朝令暮改した以前（藩政期）の失敗を考慮し、工事の非一貫性、高額の民間費用の提出を怖れ、心底からこの事業に従事するものがあるか。

そこで私は個人的に考えるのだが、いまの困難に当たり、願わくば官庁より議案をいただき、該当地域の戸長（村長）及び老練の士や才能ある人を互選して選抜、議長を立て、今から月に三・四回会合、小区（村）ごとに会議をし、さらに期日を決めて沿道の各村に合議させ、成案を待つべきである。

前件水利、第三大区灌漑而已ナラス、舟路ノ湮塞北方闔境ノ大患、又夕暴漲ノ傷害モ同歎ナレハ、灌漑ノ地方ヨリ發議シテ、沿道各区合議セサル可カラス。

其議問云、吉野川下流、数十百年ノ積弊ニ因テ土砂渟塞シ、終ニ灌漑運漕ノ水利ヲ失フニ至ル、舟路ノ困迫而已ナラス、稻田ノ地方明春挿秧ノ期ニ臨ミ如何カ処置スヘキ、如此積年ノ湮塞、一時豁開ノ良策、官ト雖モ甚ダ是ヲ難ンス、然ト雖モ実ニ危急ノ大患、黙シテ止ム可ニ非ス、一同自主自立ノ特權ニ抛テ、各天賦ノ智識ヲ奮發シ、旧規ニ執泥セス、暫勞ヲ厭憚セス、良策善計ヲ會議シ、互ニ厭制セス雷同セス、依違シテ時日ヲ遷延セス、成議ノ後連署シテ策答シ、官ノ允裁保護ヲ受ケ、協同尽力、濟世ノ基本ヲ奏功ス可キ旨、告諭ヲ賜エハ至陋至愚ノ里民ト雖モ、積弊ノ患害容易ニ洞開ス可カラサルヲ了悟シ、各自主ノ特權ヲ皇張ス可キヲ曉解シテ、誰カ公明直了ノ告諭ヲ承領セサル有ランヤ、如此ニシテ一同自奮自勉ノ勢ニ赴ケバ、明暮愚民愁訴ノ葛藤ヲ除キ、官亦裕然群議ノ可否ヲ裁制スルヲ得ン。

前述した水利の件は板野郡（第三大区）の灌漑だけでなく、水路の閉塞は北方全体の大難であり、また洪水の災害も同じ「全体の」苦しみなので、灌漑をしている地方から發議し、沿道の関係諸村の合議をなすべきである。

その議案には、吉野川下流域は、千数百年の積もり溜まった弊害によって土砂が蓄積し、終には灌漑・水路の便を失うに至っている。漕船の難儀だけでなく、稲作地方も来春の田植への時期になってどうすれば良いか。このように積年の水路の塞がりやを、一時に開鑿することは官としても甚だ困難である。しかしながら、危急の病害そのままに放置することはできない。一同、自主自立の特權によって、各自の天賦の才能を發揮して、古い風習にこだわらず、しばらくの労力を惜しまず、良策を討議し、互いに意見を抑圧せず、人に付和雷同せず、どっちつかずの態度で日時を延引せず、成案をまとめて連署して答申し、官の裁定・許可を受けて、協同尽力して、世の救済の基本方針を作成する必要があることを、官より通知されれば、見解狭く愚かな田舎者でも、積もった弊害が容易に切り開くことのできないのを悟り、おのおの自分の意見を示すというの特權を了解し、公明で率直誠実な通知を承認しない人がおるだろうか。このようにして一同、自分で奮勵努力の勢いに乗れば、早晩に愚民愁訴の葛藤を除き、官もまた広く合議の可否を採決することができる。

一、私二惟二当今吉野川下流利通ノ策、堤防ヲ廃シ開鑿ヲ起シ、從來灌漑運漕ノ合流ヲ止メ、南北兩派ニ灌漑漕渠ノ分流ヲ定ムルノ外無ル可シ。

往時川島ヨリ南涯ノ故道今ニ至テ隱然形迹ヲ存スルニ似タリ。天正・慶長以前ノ水路古記伝説ニ拠レバ、川島ヨリ下流、鴨島・牛ノ島ノ間ヲ経テ、高原ノ南ヲ廻リ、芝原桜間近傍ヨリ新居ノ逆瀬ニ至リ、高崎ニ落ツ、又分流シテ井戸寺ノ北ヨリ、花園・岩延ヲ経テ高崎ニ至ル、所謂故道ト称スル地方ハ、大抵窪地ニテ、隱々形迹ヲ存スルカ如クナリ。

此等ノ地方巡査点檢ヲ加エテ、土功ヲ起セバ奏功モ易々ナルベシ。其開鑿ニ当ル処ノ民家及ヒ耕地ハ、復帰ノ膏腴地ニ轉徒シ、倍加ノ償田ヲ附与セシメバ、何ソ苦情アラン、幸ニシテ其功成ラハ、舟路モ迂廻ナラス、水性潤下ノ地勢ニ依レハ、暴漲ノ時モ、瀾漫ニ至ラス、而テ、目今水荒砂礫ノ空地、不遠シテ良田美地ニ交換スル、翹足シテ待ツ可シ、然レハ地方富饒ノ増益、豈ニ予メ計量スヘケンヤ。

灌漑ノ川渠ハ、美馬郡野村、又ハ西林近傍ヨリ上流ヲ分流シ、

一、ひそかに思うことは、現在、吉野川下流の利用方法は、堤防を除き、切り開きを作り、従来の灌漑用水と運漕水路の合流を止め、南北両方に灌漑用水と船舶水路の分流を定めるほかに方法がないだろう。

昔、川島より南に古い流路が、今に至っても形跡をとどめていよう。天正・慶長年間以前の水路は、古記録や伝説によれば、川島より下流へ鴨島・牛ノ島の間を経由して、高原の南を回り、芝原・桜間の近くから新居の逆瀬に至って、高崎にて吉野川に流れ込む。また分流して井戸寺の北より、花園・岩延を経由して高崎に流れている。いわゆる「故道」といわれる地は、大体に窪地であり、わずかにその形跡をとどめている。

これらの地方を巡察点検して、土木工事を起こせば効果も容易に上がるだろう。この切り開きの場所に該当する民家や耕地は、以前の豊饒地に移し、二倍の代償地を与えれば、何の苦情もないだろう。幸いにその工事が成功すれば、船舶の水路も迂回せず、水の低きにつく性質によれば、洪水の時も溢れることもない。そうして現在のところ、洪水などで荒れて砂礫などの多い空地も、遠からず良田美地に変ずるのはちよつとの間（足を翹げて待つべし）であろう。さすれば、その地方の豊饒による増収、あらかじめ計ることができないほどである。

灌漑用の掘割は、美馬郡野村または西林〔村〕近辺より上流を分流し、掘割や水門を設ける。その方法については

渠閘ヲ設ケ、此等ハ久次米氏・伊澤氏ノ所説、今地勢如何ヲ不詳、巡查ヲ経て渠源ヲ開カン、仮ニ其説ヲ以テ今標的トス。阿波郡北、山傍ヨリ開通シ、板野郡山傍ニ、直流ノ渠道ヲ置キ、末流木津溜池ヨリ、撫養工落下セシム。此渠道曾江谷・日開谷・吹田・板東谷等ノ砂石ヲ流出シテ、妨害ヲナサン、此等ノ処々神戸鉄道ニ作ヒ、溪流ノ下底ヲ鑿チ、通流ヲ導ヒカン。処々適宜ニ分渠支派ヲ設ケ、稻田ノ灌漑ニ便セン。

従前地方ノ川流ハ、以後閉塞シテ、湮理ニ任セ、停溜淤沮ハ猪蓄シテ、暫ク魚叢ニ富ン、又夕徳島・撫養ノ通漕ハ、宮島江ヨリ、長原泊舟所・豊岡松林側ヲ開鑿シテ、長江ニ通ジ、撫養ニ至ラン、又夕北地舟路ヲ閉塞シ、運輸ノ不便アレドモ道路ヲ改修シ車載ヲ通セハ、運輸ニ害ナカラシ。此レ其分派ノ大綱ヲ掲テ、議案ノ標的ニ擬スル而已、其便宜措置ノ方法、細目ニ至テハ、衆議ノ帰着スル所ヲ以テ、成功ヲ俟ツ、蓋シ惟ニ、積年沿襲ノ患害、一期変革ノ大処置、固ヨリ迂腐常談ノ企及スル所ニ非ス、且、歲月ヲ経ル数年、工役ヲ用ル数萬、其資費亦随テ鉅大ニ登ラン、実ニ難儀ト云ヘシ、然レトモ地

久次米氏・伊澤氏の所説がある。いま、地勢の状況はつまびらかでないので、巡察をしてから掘割の源口を開くようにする。かりに今は、両氏の説を目標としておく。

阿波郡北の山側から開通し板野郡山側に、直流の水路を設け、末流は木津の溜池より撫養へ水を落下させる。この掘割は、曾江谷・日開谷・吹田・板東谷などから砂石を流出して水流の妨害をするだろう。この水路の所々に、神戸鉄道にならって、溪流の底を鑿って流れを導く。所々に適当に分流・支流を設けて、稲作田の灌漑用水に利用する。

従前の水流は以後閉塞するに任せ、停留する汚泥はため、暫くは魚の住みかに当てる。また徳島と撫養の水路は、宮島江（湖川）から長原泊舟所・豊岡松林側を開鑿して、長江に通じ、撫養に至らせる。また北地の水路を閉鎖し、「しばらくは」運輸の不便あれど道路を改修して車道を通ずれば、運輸に害はないだろう。その分流の方法論の大筋を掲げて、議案のたたき台を提供する。その便宜や、処置の仕方などの細目は衆議の決着するところによって、成功するだろう。

思うに、長年の習慣化している悪習、一代の大変革の処置、もともと愚かで並の覚悟で企画できるものではない。また加えて数年の歲月、数万の工費、その費用も巨大な数字に上るだろう。実に難事と言うべきである。しかしなが

方目下ノ積弊ヲ除キ、永世洪福ノ基業ヲ胎ス所ニ着眼注念シテ、各自ニ發憤シテ、智術ヲ振作シ、協同尽力日夜奮勵、少モ怠懈セザレハ、鉅萬ノ資費モ自ラ善計妙算ヲ得テ融會疎通シ復タ恐ルニ足ラサルヘシ。

惟憂ル所ハ發憤而已、振作而已、協同尽力而已、加之官ノ拮据保護、久シキニ耐テ、成功ヲ督責センヲ冀仰スル而已

凡事如此至レハ天下何事カ成ル可カラサラン、況ヤ一方川渠ノ改革ノ如キヲヤ、老廢ノ腐談、忌諱ヲ憚ラス、敢テ尊嚴ヲ昌犯ス、伏テ乞フ、裁納是祈、恐惶恐懼謹言。

明治七年甲戌十一月

辱知老生豊岡保煜稽首再拜

西野明府閣下執事

らこの地域（吉野川流域）の目下の弊害を取り除き、永久福祉の基本を植え付けることに着目・留意し、各自それぞれ發憤し、知恵技術を尽くし、互いに協同尽力して日夜奮闘し、少しも怠らなければ、巨万の資力も自然と良案方策が生じ、融資も何とかなり、「ものごとは恐るるに足らず」ということになろう。

心に掛けることは、發憤すること、心を奮い立てること、協同尽力すること、これに加えて官が、奮闘して民間の動きを見守り、長い目で改革の成功を監督することを念願するだけである。

事態がここまで進めば、天下のことでできないことがあるだろうか。まして一河川の掘割の改良事業など物の数ではない。老人の世迷言、遠慮を憚らず、敢えて「知事の」尊嚴を冒して、お願い申しあげます。裁量して下さることを祈ります。

恐惶謹言

明治七年甲戌（きのえいぬ）十一月

辱知 老生 豊岡保煜 稽首再拜

西野明府閣下執事

本編は、難解な漢語が多いが、漢字を詳細に解説することは省いた。ほぼ対語的に現代語訳をしたので、下段の対応する部分を見ていただきたい。

注1、侍鳳楼

会議・宴会所の名。

注2、大区・小区

明治初期の行政区分で、大区は郡、小区は村に相当する。

注3、久次米

久次米兵次郎義簡（寛政十年～明治二年）か。北新居村（徳島市不動北町）の人。

注4、伊澤

伊澤亀三郎（寛延三年～文政八年）、阿波郡伊沢村の庄屋の二男。治水技術に長じ、新田開発や鮎喰川堤防の修築を行なった。

注5、神戸鉄道

六甲山にトンネルを掘って鉄道を敷設した。

注6、西野明府閣下

西野友保名東県権参事のこと。

【解題】

疏鑿迂言は明治七年十一月に、豊岡保焜（号・荔墩）が、徳島県幹部・西野に建白したもので、内容もさることながら、成案作りに地元の人々の意見をくむという方法論に特徴がある。内容は、灌漑と水運はもともと性格の異なるものであり、併用することは将来において弊害を残す。吉野川は、従来、藩の役人が藩主に諂い、城を吉野川の水が直撃することを恐れ、南岸ばかりに強固な堤防を建設し、水を北方に迂回させた。また第十堰を作って水勢をそぎ北に迂回させた。これでは水利といえない。

岩津より以東の地は、藍作が七一八割、稲作が二一三割である。毎年の洪水によってもたらされる沃土により、良質の藍が生産されるため洪水を一時の被害として、住民はこれを改良しようとはしない。

人口の増加に伴い山林が伐られ、土砂が流失して川底が高まり、水運・灌漑ともに被害が大きい。一時的に川浚いをしても、すぐに元に返り、板野郡の五十八村・一二三〇町歩・米作三―四万石の灌漑用水は干上がって、海水が逆流する。

もともと、住民は藩政時代から、行政任せで、困ったときは泣きつく、また不平があると騒動を起こすといった悪習があり、一方また藩行政も朝令暮改、工事の非一貫性、高額な民衆負担という傾向があったので、この際徹底した合議が必要である。

行政側から改革案を示し、該当地区の村長や学識や経験を持った人々を選んで、月三―四回の会合を開き、周辺の関係者も合議して成案を作成する。そうして出来た成案は、古い習慣にとらわれず、付和雷同せず、労力を惜しまず奮闘すれば、事態は「案ずるより産むが易し」の言のごとくにならう。

要は住民の発憤、努力、協力であり、これに行政の保護、監督が必要であると力説している。

豊岡荔墩は一八〇八（文化五）―一八八〇（明治十三年）漢詩人・利水家。旧姓は坂東。名は保焜。字は霞拳。通称は黙之丞。号は醉叟。

徳島市川内町宮島浦の人。文化五年六月四日生まれ。後、豊岡姓に改めた。儒学者・鉄復堂に学んだ。広く古今東西の書を読み理解力・記憶力は抜群であったという。

彼の学問は、「経世済民の学」と呼ばれる実学が中心で、園芸・堤防・水利のことに詳しかった。その一方では、仏教関係、西洋学の訳書、新聞・記録の類など多方面に及び、およそ読まないものはないという状況であったという。

二十八歳で、大庄屋に抜擢されて数々の難問題を解決し名声を博した。大庄屋の職にあること三十五年で、転じて藩の訳書局の勤務となったが、間もなく辞任して隠居した。

辞職後は、養子に家督を譲り、詩文・書画をたしなみ、酒は好んで飲み、囲碁を楽しみとして風流を愛した。柴秋邨、四十宮石田、広瀬旭窓、大槻磐溪らと交流があった。明治十三年六月六日没。年七十三。

吉野川の水利を考究して『疏鑿迂言』を著した。疏鑿とは水路を切り開くことであり、迂言とは「世相や事情にうとい言葉」という意味で、自己の発言を謙遜している。著書の内容が県知事に対する提言という形式をとっているための表題である。同書のほかに、没後の大正十三年、孫・板東貞吉によって発刊された遺稿集『稼学堂遺稿』がある。

一八〇一（享和元年）に、藩の許可を得て、豊岡新田を開拓した板東茂兵衛（号・諦善）は祖父であり、これを誇りとして新田の名称を姓としたものである。豊岡新田は柴野碧海

の書いた「豊岡新田碑」によれば、南は長原に接し、北は川を隔てて粟津に向かい、西は篠（笹）木野に隣り合い、東は海に面する。横幅一里ばかり、縦の長さ二里ばかりの広さである。茂兵衛は、これを完成するに当たり、労賃を二倍にして一挙に完成させたという。

（大和武生）